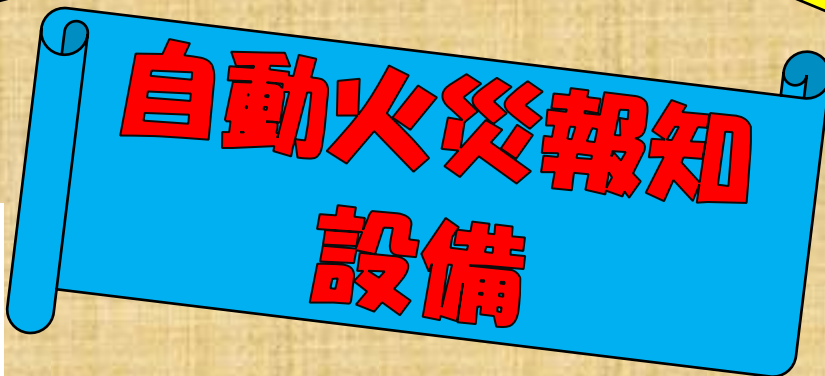


はじめるその前に！

お済みですか？



消防署へのご相談？



などなど...

使用する用途(飲食店、販売店など)や建物の面積によって、消防用設備等の設置が消防法で義務付けられています。まずは、消防署へご相談下さい。

**※消防用設備等の未設置がある場合、
重大な違反として処理されることがあります。**

【問い合わせ】

氷見消防署 予防係

TEL (0766) 74-8300 FAX (0766) 74-8338